



横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりつじむしょ

明けましておめでとうございます



家族連れ、若者でにぎわう休日の横浜港・象の鼻パーク周辺

●弁護士

畑山 穰	関守麻紀子	浅川 壽一	石崎 明人
川又 昭	太田 啓子	田井 勝	鈴木 啓示
根岸 義道	近藤ちとせ	北神 英典	海渡 双葉
小口千恵子	田渕 大輔	高橋 由美	
高橋 宏	中村 晋輔	清水 俊	

●事務局

塚本 洋子	中村妃奈子
渡部 健二	柳原 康雄
森下 純子	高木麻美子
塩見 祐	大田 順子
石栗ルミ子	大沼 恵
山本 明子	星野 知英
吉田 幸穂	藤谷 同子

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

新春のご挨拶

弁護士 小口 千恵子



明けましておめでとうございませう。今年こそは多くの方がより明るい将来を描ける社会になるよう願わずにはいられません。生きづらさを抱えて生きる人が増えていくように感じます。

夫が大企業に勤務しながらも株式投資にのめり込み、株価が下がって借りが多くなれば生活費も渡さず、妻は苦しみながらも離婚すればもつと生活が苦しくなるのではと危惧して我慢をする。生活は破綻している状態で、投資はギャンブルと何ら変わりありません。確かに、これまで自由市場経済は私たちの生活を豊

かにしてきました。でも、实体经济を離れて金融資本が増加し一人歩きを始めた頃から、私たちはお金に振り回されて人間らしさを失ってきたのではないのでしょうか。

投資家のための利潤確保至上主義は、経済成長が鈍ってくると、労働者を絞り上げて、結婚する力や子どもを産み育てる力さえも奪っています。多くの女性は長い間使い捨て労働にしか就くことができず逆にしたが、それが是正されず逆に男性にも広がっていったのです。資本家は飽くことのない、そして無理な利益追求

をやめません。詐欺まがいの経済活動も日常茶飯事で、オレオレ詐欺や投資詐欺は増加の一途を辿っています。オレオレ詐欺は、元々は、闇金業者がその「売上

げ」不足を補うために始めたというのですが、利潤追求は他人の損失の上になり立つことが多いこと、適法な収益と違法な収奪の限界が微妙であることを思い知らされます。

グローバル企業の行きすぎた利潤追求は、平和を損ない、食の安全を損ない、人間の生存さえ脅かすものであり、人権とは相容れないものであることを忘れてはなりません。

グローバル企業の利潤の拡大のために経済成長を押し進めても格差が広がるばかりであり、それは私たちの幸せとは逆方向に向かうだけなのです。

現在の成熟した資本主義経済の中では、成長し続けることを第一目標にするのではなく、働く人の幸せを第一に考える施策を実現することが必要だと思えます。

大飯原発訴訟でも、裁判所が「豊かな国土と国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことが出来なくなるのが国富の喪失と考える」として、経済界の再稼働の動きを止める判決を下しました。

一人一人が当たり前の幸せを感じられる社会の実現のために、力を尽くして行きたいと思えます。

集団的自衛権にNO!**10.26 かながわ大集会&デモ****4000人を超える市民が参加!!**

弁護士 関 守 麻紀子



集団的自衛権にNO! 戦争させない!

2014年7月1日、政府は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。

この閣議決定は、憲法は国民の基本的な人権を保障するために国家権力を縛るものであるという立憲主義の基本理念や、戦争を放棄した平和主義に反するものであり、違憲です。

そしてこの閣議決定は、日本による海外での武力行使を可能にするものであり、日本を戦争をする国へと変貌させるものです。私たちは、声明を発表したり街頭宣伝活動をしたり、学習会の講師を担当したりして、市民のみなさんへ、閣議決定の問題性を訴えてきました。

そして、10月26日には、県内の法律家4団体(神奈川県労働弁護団、社会文化法律センター神奈川支部、自由法曹団神奈川支部、青年法律家協会弁学合同部会神奈川支部)が主催し、横浜弁護士会が後援して、横浜公園で、「考えよう!集まろう!声を上げよう! 集団的自衛権にNO! 10・26 かながわ大集会」を開催しました。

当日は、集団的自衛権反対の声をあげて行動を起こしたい人、政党の垣根を越えた様々な団体、県内のたくさんの9条の会の方たち等、多くの人が集まり、その数は、なんと4000人を超えました。

「集団的自衛権にNO!」「戦争させない!」のシユプレヒコールをあげ、4000人ももの参加者がプラカードを一齐に掲げる様子は、圧巻でした。私は、司会の役得で、壇上からその様子を見ることができ、感激しました。

集会では、主催者の弁護士たち以外の、日本体育大学教授の水雅彦さん、カトリック横浜教区司祭の河野淳さん、「憲法9

条にノーベル平和賞を」実行委員会の竹内康代さん、民主党参議院議員の那谷屋正義さん、共産党参議院議員小池晃さん、社民党前党首の福島みずほさんのメッセージを秘書中島さんが代読する、など、多士済々の顔ぶれでした。

普段行動を共にすることが少ない人達が一堂に会することの心強さ、そして、今後大きな取組に発展していくだろうという希望のようなものを感じました。

沖繩で、普天間の辺野古移設反対に、オール沖繩で取り組んでいるというその動きに呼応するように、神奈川県でも「オール神奈川」の取組ができるのではないかと、と感ずることができました。

集会の後は、3コースに分かれてデモ行進。街で日曜日の午後を楽しむ人たちに、私たちのメッセージを届けることができました。たのではないかと思います。

閣議決定が撤回されるまで、集団的自衛権行使を許さない取組みは続きます。

次もみなさん、ぜひ、一緒に!!

秘密保護法の廃止に向けて

弁護士 海渡 双葉



1 秘密保護法の問題点

各界において声明や意見書や書籍などを通じて秘密保護法の問題点を指摘されているところですが、私なりに秘密保護法の問題点について簡潔にまとめてみます。

①「特定秘密」の範囲が広く、しかも、不明確であること、②秘密指定が恣意的になされること、③指定の有効期間を延長し続けることが可能であること、④適性評価制度により秘密を取り扱う本人やその家族等のプライバシーが侵害されるおそれがあること、⑤未遂や過失での漏れいも処罰され、取得しようとする側も処罰され、実際に働きかけをする前の「共謀」(要は話し合い)の段階でも犯罪が成立するなど、処罰範囲が非常

に広いこと、⑥著しく厳罰化していること、⑦行政機関の長の判断で特定秘密を国会に対して提出を拒むことができること

⑧となっているため、国会の国政調査権が空洞化されるおそれがあること、⑧チェック体制のための第三者機関として「情報保全諮問会議」「保全監視委員会」「独立公文書管理監」「情報保全監察室」が作られるものの、情報保全諮問会議は運用基準策定の際に有識者の意見を聴くためのもので秘密指定のチェック機能が欠けており、また、保全監視委員会は内閣官房、独立公文書管理監と情報保全監察室は内閣府に設置され、いずれも官僚で構成される予定であり、まさに当事者の機関と言え、独立した「第三者機関」とは言えないこと等が挙げられます。欠陥だ

らけの法律だと言わざるを得ません。

2 秘密保護法と集団的自衛権の関係

安倍政権は昨年7月に集団的自衛権行使容認の閣議決定をしました。この行使の新三要件を満たしたとの判断に至った根拠となる情報は、防衛や外交やテロ防止などを理由に、特定秘密に指定されるおそれがあります。例えば、イラク戦争で米国は「大量破壊兵器がある」と言って戦争を始めましたが、そのような事実はありませんでした。

このように戦争の発端を秘密に包むということは歴史的にも繰り返されてきました。秘密保護法と集団的自衛権とは、パズルのピースのように結びついているのです。

3 秘密保護法をめぐる情勢

運用基準等に対するパブコメが実施され、約2万4000件も寄せられました。これを受けて運用基準が一部修正されたものの、本質的な問題点は何も解消されていません。

安倍政権は、秘密保護法を12月10日に施行すると閣議決定してしまいました。

この原稿を書いている現在11月下旬は、施行させないための



秘密保護法対策弁護団結成式
—2014年3月衆議院議員会館

運動が大きな盛り上がりを見せ
ていきます。先日は市民団体と共
に議員要請・アンケート行動が
あり、社民・共産・無所属の議
員が秘密保護法廃止法案を提出

したのに続き、民主・維新の議
員が秘密保護法施行延期法案を
提出しました。なお、最新の秘
密保護法関連のニュースについ
ては、秘密保護法対策弁護士団

P <http://nohimituho.exblog.jp/>をご覧ください。

4 最後に

欠陥だらけの秘密保護法を、

このまま施行させてはいけな
いし、もちろん発動させてはいけ
ません。「黙らない！」を合言
葉に、廃止に向けて、一歩一歩、
頑張っていきたいと思えます。

医療「特区」と黒岩県政

弁護士 高橋 宏



① 命や健康も金次第の アメリカ

医療費が払えず病院にかかれ

ない。医師が必要とする検査や
手術を、保険会社が必要ないと
し、治療を受けられず死亡する。
マイケル・ムーア監督の「シッ

コ」が告発するアメリカの医療
制度の実情です。経済の自由競
争の前では、命や健康も金次第。
アメリカ社会はその典型です。

一方、わが国は、憲法で生存
権を保障し、国内のどこでも、
誰もが、同じ質の医療を受けら
れることを保障しています。国
民皆保険制度や、そのための混
合診療の禁止は、その重要な一
翼を担っています。

② 医療特区は国民皆保 険制度を崩壊させる

ところが、黒岩知事の神奈川県
県政は、京浜ライフ・イノベー

ション国際戦略「特区」及び、
東京圏国家戦略特区ということ
で、混合診療を解禁したり、国
内未承認薬や未承認機器の使用
を許す等の、特別扱いを認め、
そればかりか、そのような富裕
層のための高額医療を、税制上、
財政上、金融上の優遇までして、
強力に推進しようとしています。
それを黒岩県政の最大の目
玉政策としています。

しかし、神奈川県でそのよう
な特別扱いが認められれば、経
済の自由競争によって、財政状
態が逼迫している自治体を中心
に、医療特区の指定申請をする
自治体が増加していき、やがて
は、特別扱いの方が一般的に
なってしまう。そうなれば、
混合診療の禁止等の規制自体
が、意味のないものになってし
まいます。竹中平蔵氏のいう「岩
盤規制（緩和や撤廃に国民の合
意を得られない規制）に穴を空



2014年10月23日ワークルール教室で
講義する高橋宏弁護士

け」て、「小さく産んで、大きく育てる」としてしていることの正体です。

その結果、保険対象外医療の充実と保険対象医療の貧弱化を招き、貧困層は満足な医療も受けられないことになっていき、憲法が拒絶した「命や健康も金次第」の社会に向かって、大きく進み始めてしまうことになり

ます。医療と保険の規制の緩和は、1994年の最初の年次改革要望書以来、アメリカが一貫して求め続けてきた極めて強い要求です。

医療特区に執念を燃やす黒岩知事の神奈川県政は、全国的にも危険な存在といわざるを得ません。

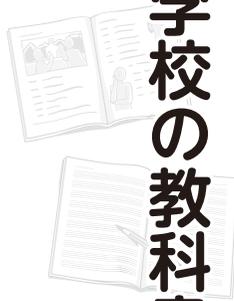
③ 県民一般に対する医療水準の充実こそ

ましてや、神奈川県は、一般病院病床数(人口10万人あたり)全国47位、精神病床数(人口10万人あたり)47位、介護療養型医療施設数(65才以上人口10万人あたり)43位という、医療の充実という点では、全国でも最

低水準となっております(総務省2014年「統計でみる都道府県の姿」より)。

県民一般への医療水準を是正することなく、富裕層のための高額医療の推進に、執念を燃やす。「命も健康も金次第の社会で何が悪いのか」という声が聞こえてきそうです。

中学校の教科書採択の年です



弁護士 高橋由美



年頭のご挨拶を兼ねて、神奈川県教育を取り巻く状況について、教科書検定の問題に絞って話題を提供させて頂きます。

今年(2015年)が中学校の教科書採択の年です。

教科書の展示会が6月の中旬頃に2週間程度行われ、採択を8月31日までに行わなければなら

ない決まりから、7月中旬から8月中旬までに採択が行われます。

現在、横浜市の中学生が育鵬社の歴史と公民の教科書を使用しています。

紙面の関係上、育鵬社の社会科の教科書についての詳細は割愛しますが、例えば、育鵬社の公民(政治・経済分野です)の

教科書は、中学生に、「一個の自律した人間」としての自分を確保させるのではなく、「家族の中の自分」「地域の中の自分」「国家の中の自分」と、集団の意思に従うことが正しいとの感覚を植え付ける教科書です。

そのうえで、「一個の自律した人間の権利」は、人から与えられたものでなく、我々

が生まれながらに持って生まれるものだ、という基本的な人権思想を教えず、「権利には義務が伴う」などとして、あたかも義務を果たした人間に対して、権利は「恩恵的に」「与えられるもの」という感覚を植え付けています。

我々の人権は、王様や領主さまから「与えられた」ものではありません。私たち人間が生まれながらにして持っているものです。そして私たちの侵すべからざる人権を、時の権力者が勝手に蹂躪できないように、時の権力者を縛つたものが「憲法」です。

この当たり前の人権思想や正



2014年9月30日シックススクール裁判の判決・硬い表情の高橋由美弁護士

しい憲法の知識を与えない教科書で子供たちが育っていくと、秘密保護法の施行・集団的自衛権の行使容認の動きの中で、改憲の動きが加速し、本当に戦争をする国、子供たちが戦場へ行く国への道が近づいてしまう恐れがあります。

人権侵害の最たるものは「戦争」です。私は弁護士として日本を戦争をする国にたくありません。戦争をしない国にするために、まず、その第1歩は、横浜から、神奈川県から育鵬社の教科書を排除して、子供たちに正しい人権思想・正しい憲法の知識を持つてもらいましょう！繰り返しますが、今年は中学

校の教科書採択の年です。みんなで教科書展示会に出かけ、この機会に、育鵬社の教科書がどれだけ危ないか、検証しましょう。そして子供を持つお母さん同士、子供の使っている教科書についてお話をしましょう！

我々弁護士を教科書問題の学習会にぜひ呼んでください。教科書のこと、教育のこと、憲法のことなど、皆さんとたくさんお話する機会があったらうれしです。

小さな学習会や大きな行動を合わせて、ぜひ、神奈川県中学校の教科書採択で、育鵬社の教科書を排除に力を注ぎましょう！

アベノミクスの正体

弁護士 畑山 穰



昨年末、にわか安倍首相は衆議院を解散し総選挙に打って出ました。

アベノミクスの三本の矢の第一の矢が、物価のお目付役であるはずの日本銀行を抱き込んで製造原価一枚一六円という一万円札(日銀券)をどんどん刷らせて世の中にまわせれば景気がよくなるなどという手品のような話ですから、案の定、経済は回復するどころか低下する一方で、経済は回復の軌道に乗りだしたという安倍首相の独りよがりの話が通用しないこと、アベノミクスの失敗は誰の目にも明

らかとなりました。

更に一〇%への増税に対し八〇%の世論が反対しているように、消費税五%から八%への増税についても怨嗟の声は世の中に満ちあふれております。

アベノミクスにより為替が急激に円安に振れた結果はトヨタ自動車のような輸出型大企業が空前の利潤をあげ、大資産家も株価の高騰でうるおう反面、中小企業は輸入の原材料高に苦しめられ、ブラック企業にみられるように労働者には派遣労働の低賃金、長時間労働が押し付けられ、株になど縁のない一般庶民は物価高に苦しめられております。

このようにして、今や日本は格差大国であるアメリカに次ぐ格差社会となつてしまいました。結果は、当然のことながら自公政権の支持率が急激に低下を

はじめました。この先さらに支持率が低下することを恐れた安倍首相は、あわてて四割の得票で八割の議席を獲得できるという民意の反映をおろそかにする小選挙区制と一票の価値の甚だしい格差という憲法違反の非民主的で不正な現行選挙制度を使い、この際、改めて見せかけの国民の信任を取りつけ、選挙の洗礼を受けて国民の信頼を得たとの口実をかまえ、従来の反国民的な政治路線を突進できるように敢えてアベノミクスをはじめとするこれまでの政治課題を争点にしつらえ突然の総選挙という非常手段に出たのです。

この文章は投票日以前の作成ですが、国民泣かせの自公政権に反対しこれに代わるまっとうな政治を求める国民の声は、必ずや、自公政権の悪政の真の対決者である本当の政治革新勢力に対する国民的支持の大きな広がりを見せるでしょうし、総選挙の結果がどうあれ、これまで安倍自公内閣は暴走政治と言われることに象徴されるように、生活保護基準の切り下げ、消費増税、秘密保護法強行、集団的自衛権行使容認の閣議決定、原発再稼働推進、沖縄辺野古への新基地建設、TPPの推進等々、憲法と国民の意思に逆

らう強権的な政策を薦進して行こうとするでしょう。この一年は、昨年にも増してこういう反国民的な策動と国民との矛盾、衝突がいよいよ激しくなっているものと思われまます。

昨年一月、沖縄県知事選挙で保革を超えた圧倒的な沖縄県民の意思により辺野古基地新設反対の翁長剛志新知事が誕生したように、このままで行けば安倍政権に対する国民の怒りと批判が大きく広がる一方であり政治の革新も実現に向

かう勢いが一段と強まる情勢が生まれつつあります。

この一年、事務所員一同、さらに一層気を引き締めて団結し国民の立場に立ち活動してまいりますとの思いを新たにしております。



特定秘密保護法と集団的自衛権「混ぜると、もっとキケン!」～明日の自由を守る若手弁護士の会のチラシ～

命あるうちの解決を

建設アスベスト訴訟

弁護士 田井 勝



いる裁判です。始まってから既に6年が経過しました。そして今年、この裁判に大きく影響する、二つの大きな判決が出されました。

2 大阪泉南アスベスト最高裁判決

まず一つ目が、10月9日の大阪泉南アスベスト最高裁判決です。本判決で、原告側の国への

1 二つの画期的な判決

事務所の多くの弁護士が関

わっている建設アスベスト訴訟について報告します。この裁判は、神奈川で建設作業に従事し、

肺がんや中皮腫などのアスベスト被害にあわれた方が、国や製造企業を相手取ってたたかって

請求を認める、勝訴判決が下りました。

この裁判は、大阪の泉南地域でのアスベスト紡績工場で働いていた被災者のアスベスト被害について、国を相手取ってたたかってきた裁判です。1陣裁判と2陣裁判という二つの裁判が続いてきましたが、1陣の高等裁判所の判決では、「国や企業の産業発展のためには国民の生命身体の安全は一步後退する」という判断がなされ、国が当時とってきた措置について、合理的で適法とする判断が出されてきました。

しかしこの最高裁では、国は産業発展よりも、まずもって国民の生命身体の安全を第一義的に重視すべきとし、国が当時とってきたアスベスト曝露防止対策が不十分で違法とする、画期的な判断がなされました。

3 建設アスベスト 福岡地裁判決

もう一つが、11月7日に出された、福岡地方裁判所での建設アスベスト判決です。

この裁判は、神奈川で争われ

ている私たちの裁判と同様に、建設作業によりアスベスト被害にあった被災者や原告が、国と製造企業を相手取ってたたかってきた裁判です。私たち神奈川の事案では、横浜地裁で原告らの主張が全面棄却とされ、他方で、東京の事案では東京地裁では原告らの国に対する請求が一部認容されていたこともあり、福岡地裁判決について注目が集まっています。

そして本判決でも、東京地裁と同じく、国に対する請求が一部認容されました。先に述べた大阪泉南アスベストの最高裁判決と同じく、国は国民の生命身体の安全を第一義的に重視すべきとの立場から、国が当時とってきた政策を不十分と認定しました。なお、残念ながら「原告ら全員勝訴」という結果には至らなかったのですが、それでも東京地裁よりも国のとってきた措置について違法とされる時期が早くなった結果、救済される原告の範囲が広がりました。大きな前進といえます。

4 今後の裁判の行方について

この二つの判決を経て、私たち神奈川の裁判も大きく動くことが予想されます。

神奈川の裁判は、第1陣が東京高裁で争われ、第2陣は横浜地裁で争われています。いずれも審理の途中ですが、「国が国民の生命、身体を第一義的に重視すべきである」との考えを前提にする限り、国が建設現場において十分な安全政策を取らなかったことの責任が断罪されることは明らかです。また、福岡判決は先の東京地裁判決よりも原告らの保護範囲が広がっていることもあり、この神奈川の裁判でもさらに前進した判決を取れる期待が出てきています。また、国側の今後の主張にも影響がでてくるでしょう。

今後は、福岡判決でも勝ち取れなかった製造メーカーの責任、それから、国の責任の本丸ともいえる、建設大臣の責任(東京判決や福岡判決で勝ち取れたのは労働大臣の責任です)等々について、この神奈川のたたか

いで勝ち取るべく、さらなる追及をしていくこととなります。

5 早期の和解解決を!

建設アスベスト裁判のたたかいても、6年を超えようとしています。この間、多くの原告の方が無念にも亡くなれています。

先の大阪泉南アスベストについては、ようやく原告と国の間で和解協議が始まりました。「原告らの命あるうちの早期の解決」のため、私たちのこの建設アスベスト裁判についても、国が誠意ある対応を考え、迅速に和解協議に入るべきです。

私自身も弁護団の一員として、これからも最大限に頑張っていきたいと思えます。



「禁じ手」を使った

鎌倉市議会

弁護士 田 淵 大 輔



してきました。

それにもかかわらず、今回、市議会は市長と職員組合との合意の根幹を成す激変緩和措置を全面的に削除しました。これは、市長と職員組合との合意を完全に無視するものであり、職員組合の団結権、団体交渉権を侵害するものです。

いかに議会に条例制定権があるといっても、首長と職員組合との合意を無視して、職員組合の団結権、団体交渉権を侵害する内容で条例を制定することは「禁じ手」であるはずですが、鎌倉市議会はその「禁じ手」を公然と使ってきたのです。

(4) 公務員バッシングが吹き荒れるようになって久しいですが、公務員にも自分の生活があり、養うべき家族があります。公務員は、決して法外な高給を得ているわけではなく、誠実かつ懸命に職務に従事したその対価として、自分と家族の生活を営むための給与を得ているのです。今回の鎌倉市議会の行いは、鎌倉市職員とその家族の生活を脅かす暴挙であり、鎌倉市長と職員組合との労使自治を否定

(1) 鎌倉市議会は、昨年9月の定例会において、市長が提出した市職員の給与を削減する条例について、附則として定められていた給与の削減を段階的に実施する激変緩和措置を削除する修正を行いました。

附則が削除されたことで、今後数年をかけて行うことになっていた市職員の給与の削減が一度に行われることになり、昨年10月1日から直ちに、最も減額の大きい職員で率にして17・9パーセント、年収にして約143万円もの大幅な減額が、職員全体でも約100名が率にして10パーセントを超える給与の減額を実施されています。

(2) 公務員の給与水準をどの程度の水準に設定するのが妥当であるかということについては、様々な意見があるでしょう。

しかし、実際に公務員として働いている人たちの生活設計や、養うべき家族の存在を考えるならば、たとえ給与の削減を行うにしても、激変緩和措置を講じることが当然のことです。そうでなければ、公務員として働く人の生活が成り立たなくなるからです。

そのため、実際に、国でも他の地方自治体でも、給与を削減するにしても、激変緩和措置は講じられてきました。そして、鎌倉市においても、市長と職員組合との交渉を通じて、給与の削減について合意に達する中で、激変緩和措置は合意内容の根幹を成していました。

(3) ところが、市議会は、市長と職員組合との合意に基づいて作成された条例案の内、激変緩和措置のみを削除しました。

これにより、職員の生活保障という観点から、数年かけて行うことになっていった給与の減額が、全額について直ちに実行されることになり、多くの職員と家族の生活に多大な打撃を与えています。

確かに、地方公務員法は、職員の給与は市議会が制定する条例によって定めると規定しています。他方、労働者に団結権などを保障する憲法28条を受けて、地方公務員法は職員団体の結成と当局との団体交渉権を認めています。そのため、首長と職員組合が団体交渉によって合意に達した内容について、議会はこれを尊重し、承認することが全国の自治体で行われており、鎌倉市でも、これまでは市長と職員組合との合意について、市議会はこれを当然に尊重

し、職員組合の団結権、団体交渉権を侵害するものです。

全国にも類例を見ない鎌倉市議会の暴挙を正す取組を、今後

も、職員組合とともに行って参ります。

上原元国立市長が国立市に勝訴

国立景観求償訴訟・東京地裁判決

弁護士 中村 晋 輔



1 判決の主文と判決に至る経緯

東京都国立市の大学通りの景観にそぐわない高層マンション建築問題に関する対応をめぐり、国立市が上原公子元市長を訴えていた訴訟（住民訴訟後のいわゆる第2段訴訟）において、2014年9月25日、東京地裁民事第2部（増田稔裁判長）は、国立市の上原さんに対する請求を棄却する判決をした。

当初、判決言渡ししが2013年12月24日に予定されていた（2014年横浜合同法律事務所新年ニュース21頁参照）が、裁判所が判決言渡しを延期して

2 判決の理由

東京地裁民事第2部は、まず、国立市議会における求償権放棄

いた。同月19日には、国立市議会が上原さんに対する求償権を放棄する議決を行ったため、弁論再開がなされた。その後、裁判長が交替し、主任裁判官も異動してしまい、証人尋問・本人尋問を聞いていた裁判官が合議体からいなくなってしまうため、どのような判決になるのか不安もあった。今回の判決は、そのような不安を見事打ち消してくれた。事実整理や事実認定が手堅く、結論においても評価できる判決であった。

議決について検討し、①国立市の財政における計算上は、損害賠償金の損失がマンション建設業者による同額の寄付がなされたことよって事実上解消されたものと見ることは可能である、②上原さんの行為について、特定の企業の営業活動を狙い撃ち的に妨害しようとして行ったわけではなく、景観保持という自身が掲げる政治理念に基づいて行ったものであり、それによつて上原さんが何らかの私的利益を得ているわけではない、上原さんの政治理念が民意の裏付けを欠く不相当なものであったと認めることはできない、③仮に、業者との損賠賠償請求

訴訟判決や住民訴訟判決の判断を前提とするとしても、上原さんの行為が違法性の高いものであったと認めることはできないとして、議会の放棄議決が議会の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たるものと認めることはできないとした。そして、佐藤現国立市長が、地方自治法176条に基づいて放棄議決を再議に



国立景観求償訴訟判決報告集会・和服の上原さん2014年9月25日

付する手続をとっていないにもかかわらず、上原さんに対して求償権放棄の意思表示をしないことは、普通地方公共団体の長としての権限を濫用するものといわざるを得ず、国立市が上原さんに対して求償権を行使することは信義則に違反するものとして許されないとした。

3 判決の意義

今回の訴訟において、国立市は上原さんに対して約3123万円と遅延損害金を請求していたが、この請求が全部棄却されたことの意義は大きい。仮に支払いが命じられることとなれば、地方自治体の首長に対し、

政策の実行にあたり、個人責任の追及をおそれて萎縮効果をもたらすことになりかねない。国立市の大学通りの景観を守るための運動に取り組んできた市民にとっても、住民自治という観点からも、評価できる判決であった。

4 控訴審へ

市議会で控訴の断念を求める意見書が可決されたにもかかわらず、佐藤市長は、東京高裁に控訴した。国立市の控訴が棄却される判決が出るように、当事者、支援者、弁護士で力をあわせてがんばっていききたい。

日産労災訴訟、いよいよ判決

弁護士 北神 英典



日産自動車横浜工場で就労中に足底腱膜炎を発症した岡田さんが国に労災認定を求めた裁判は、間もなく判決を迎えます。

原告の岡田さんは2004年9月、派遣社員として自動車部品を製造する横浜工場に送り込まれました。当時、横浜工場では自動車需要がひっ迫し、生産が追い付かない状況でした。岡田さんは、乗用車の足回り

部品を溶接する「A.L.Cプラ」「P32E」という2つのラインで働き続けました。

残業と厳しいノルマ

リーマンショックを迎える直前、日本は輸出産業を中心に好景気を謳歌していました。日産自動車横浜工場でも、就業時間内に一台でも多く部品を完成させていくことが求められていま

した。日常的に残業と生産ノルマが課され、送り込まれた派遣社員が次々と職場から脱落していく中で、岡田さんは持ちこたえ、3年6か月間、働き続けました。

岡田さんが担当した「持ち回り」という仕事は、いくつかの溶接ロボットに部品をセットして、次のロボットに移動してまた部品をセットしていくという

仕事でした。

さらに岡田さんの負担を重いものにしていったのが、設備や機械の不具合が異常に多かったことでした。

硬い床を駆けずり回り 足傷める

横浜工場では、溶接ロボットを操作できるレベルに応じて社内資格があり、岡田さんは派遣



2014年10月16日証人尋問後の裁判報告集会

社員にしては数少ない「ロボット教示」の資格を持っていました。設備や機械の不具合に一時的に対処する「異常処理」も兼務した岡田さんは、溶接ロボットとロボットの間を移動するだけではなく、異常停止した設備や機械の復旧のため、硬いコンクリートの床の上を急ぎ足で駆けずり回る毎日でした。勤務中は立ち詰め、しかもその7・8割は歩かざるを得ないという仕事の中で、岡田さんは足を傷めて歩けなくなりました。

主体性なく無責任な国の態度

2012年6月に横浜地裁に起こしたこの裁判で、被告の国は、日産自動車の不合理な言い分を検証することなく垂れ流すだけという主体性のない応訴態度に終始してきました。国が提出した、日産自動車作成の労災事故一覧には「P32E」の送り帳に明記されている労

災事故2件が2件とも漏れていたり、廃却品の数量が送り帳の記載と明らかに矛盾していたり、国に、労働災害を適正に把握しようとする意欲があるのか疑いたくなるほど表面的で無責任な対応をしてきました。昨年10月16日の証人尋問では、日産自動車の上司が当時の岡田さんの作業実態について証言しましたが、労災を握りつぶしたい会社の考えを忠実にくみ

とったかのような無理な供述が目立ち、かえって、矛盾が露呈されたように感じられました。岡田さんは、日産自動車を相手に従業員としての地位確認請求訴訟を先行して提起し、その訴訟は現在、東京高裁で審理されています。地位確認請求訴訟で逆転勝利するためにも、この労災裁判の判決で労災認定を勝ち取りたいと考えています。

生活保護の大幅引下げ問題

弁護士 清水 俊



① 私は、阪田勝彦先生に憧れて横浜合同に入所して4年になります。その阪田先生が長年務めていた「鶴見生活と健康を守る会」の担当を引き継いで3年が経ちました。

② 守る会では、月1回の法律相談を行うと共に、保護申請の場に立ち会ったり、あるいは大

家から嫌がらせを受けていることを理由に転居したいが費用が出せない受給者の依頼を受け、ケースワーカーと交渉し、意見書を出して転居費用を認めさせる、といった活動を行ってきました。

憲法25条では「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」

(生存権)が認められています。が、具体的な内容は書いていません。私は、この3年間の活動を通して、生活保護受給者や守る会の人たちが日々闘っている現場こそ、「健康で文化的な最低限度の生活とは何か」を明らかにする実践の場だと感じ、そこに関わっていることにやりが

いを持つようになりました。

③ 今、この生存権が重大な危機にさらされています。政府は、2013年8月から生活保護費の大幅な引き下げを行い、3年かけて保護の基本部分である「生活扶助費」を平均6・5%、最大10%（総額670億円）引き下げる、というのです。

この大幅な引き下げが受給者の生活に与える打撃の大きさを、見ても重大な問題だと言えませんが、問題はそれだけではありません。その根拠に政府のごまかしがあるのです。

政府は、平成20年と平成23年で消費者物価指数（生活扶助相当CPI）が4・78%下落していることを生活扶助引下げの根拠にしています。要は物の値段が下がっているから生活費もそれに合わせて下げましょう、という理屈です（デフレ論）。

しかしながら、物価指数を下げている主な要因は「家具・家事用品」や「教育娯楽費」で、とりわけ「電気製品」の下落が大きく、生活保護受給者が物価下落の恩恵を受けているわけではないのでデフレ論は根拠にな

りません。

さらに、政府は、生活扶助費に含まれない家賃等の品目を除外して生活扶助相当CPIという数字を算出していますが、電化製品など除外されなかった品目のウェイトはそのまま維持しているため、下落の大きい電化製品の占める割合が相対的に大きくなった数字になっています。政府は、そうした生活扶助者の実態とかけ離れた数字を根拠に引き下げを行っており、もはや10%削減ありきの恣意的な数字の操作だと言わざるを得ま

せん。

④ この過去に前例のない大幅な引き下げに対し、憲法25条に違反しているとして全国各地で集団審査請求・取消訴訟が起きており、神奈川県でもその動きが大きくなりつつあります。生活保護は、最低賃金や年金、就学援助にも密接に関連し、国民生活の下支えになっている制度です。私たちもこの危機を自らの問題と捉えて闘わなければならないと決意を新たにしています。

派遣はいつまでも派遣!?

派遣法の改悪法が再び廃案に

弁護士 近藤 ちとせ



た。この派遣法案の恐ろしい内容について、是非知っていただきたいと思います。

改悪案の問題点その①

派遣の期間制限は

実質的になし!

3月に一旦廃案になった法案が再び国会へ提出

労働者派遣法については、2

014年の3月11日、通常国会に提出されるも、法案の一部にミスがあっただけでなく、世論の反対を受けて廃案となってい

ました。

ところが、この派遣法改悪案は、内容もそのままに、10月の臨時国会にも提案されています。

現行の労働者派遣法では、派遣の期間について、通訳等の専門26業務を除いて、業務単位で原則1年、最長3年の派遣受け入れ期間制限が設けられていま



「集团的自衛権にNO! 10.26 かながわ集会」で
チラシを配る田淵、近藤両弁護士

す。しかし、この「改正」案は、一方で専門26業務の区分をなくしながら、他方で業務単位での受け入れ期間の制限を廃し、派遣先が永続的に派遣労働者を受け入れ、使用できるようにしています。

つまり、「改正」案は、派遣元で有期雇用の派遣労働者について、派遣先は、同一の事業所において、3年を超えて継続して派遣労働者を受け入れてはならないとされていますが、派遣先

が、過半数労働者組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、さらに3年間派遣労働者を受け入れることができ、その後も同様に延長できるとしているのです。

改悪案の問題点その②

部署を変えればいつまでも派遣社員を使える

また、派遣先は事業所内の部署や課を変えることにより同一の派遣労働者について3年を超えても継続して受け入れることができます。

企業が、名目上所属部などを変えるだけで、永久に同じ派遣労働者を使い続けることができるようになってしまいます。

改悪案の問題点その③

派遣会社の正社員は永遠に派遣社員

さらに「改正」案は、派遣元で無期の派遣労働者

者については、一切受け入れ期間の制限を設けないとしています。

一旦派遣会社で無期労働者になると、派遣社員としての地位を永遠に縛り付けられることになりかねません。

改悪案の問題点その④

いま正社員の人たちも派遣社員に入れ替えが進む

いずれの業務も期間制限なく派遣社員を使うことができるということは、企業にとっては、現在正社員が担っている業務を自由に派遣社員に置き換えられることとなります。すると、今後は正社員の行う業務自体がさらに減り、安定した正社員としての地位を享受できる人たちは、極めて少なくなっていくことが危ぶまれます。

法案は永遠に廃案にしな ければならない!!

このニュースを書いている、11月20日の時点では、安倍政権が同月21日に衆議院を解散すると発表されており、改正案は、

審議未了・廃案となることはほぼ確実な状態です。

しかし、安倍政権が成立を狙ってきた改正派遣法は、派遣社員は永遠に派遣社員に縛り付けるだけでなく、正社員は派遣社員に入れ替えられる危険をはらむ、まさに正社員ゼロ法案といわべき内容です。こんな法案は、永遠に廃案に持ち込まなければ、私たちは、そして私たちの子どもたちの世代も安心して働くことができませぬ!!是非、永遠の廃案に持ち込む世論を高めましょう。



消費者団体訴訟による 新しい被害回復制度



弁護士 浅川 壽 一

一 法律の成立

「消費者の財産被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」という長い名前の法律が、昨年成立しました。この法律は、悪質訪問販売や欠陥製品被害などの場合、被害者が集団的に裁判手続を行い、被害回復を図ることを可能とするものです。

いわゆる消費者被害の事件では、被害者である消費者と加害者である事業者交渉力等の格差が大きく、専門家に依頼せねば被害回復が難しかったこと、同種の被害が広範囲にわたって発生しやすいこと、にもかかわらず、個々の消費者の被害額が比較的低額であり訴訟手続に二の足を踏みやすいこと、こうした問題があったために、個別の裁判での解決が困難でありました。これらの問題を解決し、集団的に被害救済を図ろうとするのが、新しい消費者団体訴訟制度です。

この新しい制度では、①共通義務確認手続という部分と、②債権確定手続きという二つの部

分に手続が分かれます。

二 共通義務確認手続

制度の第一段階は、共通義務確認の訴えという訴訟を起し、被害者である多数の消費者に対して、加害者である事業者が共通の義務を負うことを裁判所に認めさせるものです。

共通義務というのは、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭を支払うべき義務があるということ、組織的に違法な販売行為があったどうか、製品に欠陥があつて被害が発生しているか、こうした内容を審理します。

三 債権確定手続

共通義務確認手続で、共通義務の存在が認められた場合には、債権確定手続に入ります。

債権確定手続きは、被害者である個々の消費者が、加害者である事業者に対して金銭の支払を請求する権利があるかどうか、その権利の内容はどのようなものかを確定するものです。つまり、共通義務確認手続で認められた事実等を前提にしたうえ

で、この人に被害が発生しているのか、被害があるとしたら、どの程度の内容なのか等を確定することになります。

四 被害を受けたら

このように、消費者被害事件は、専門的な被害の受け皿が整い始めています。新しい制度での被害救済のチャンスもありますので、あきらめず、専門の弁護士まで、ご相談ください。

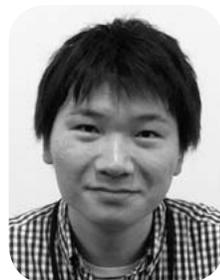


相続税制改悪



～特に不動産をお持ちの方はご注意を～

弁護士 鈴木 啓 示



① 基礎控除額が4割カット

昨年末の消費税増税は見送られました。が、相続税については、大幅な改悪がなされます。

平成27年1月1日以降、相続税の基礎控除、税率、その他の見直しが行われます。

これまで相続税の基礎控除は5000万円+(1000万円×法定相続人の数)だったものが、今年から、3000万円+(600万円×法定相続人の数)と、なんと4割もカットされる

のです。

例えば、妻と息子2人を持つ

家庭の方(法定相続人3人)は、これまで8000万円の基礎控除があったのに対し、今年からは、4800万円しか基礎控除がされないこととなります。

これにより、これまで「国民の5%」、つまり一部の富裕層のみの問題であった相続税が、今後は首都圏で不動産を持つ人の大半に関わってくる問題になると言われています。

② 相続対策はお早めに

このような多くの国民に負担を強いる相続税制の改悪は、決して容認できるものではありません。が、制度改悪が実行されてしまった以上、十分な対策を取る必要があります。

ご相談は、当事務所の弁護士へ…としたいところですが、相続税の問題については税理士へ相談するのが一番です。

もちろん、我々は、相続に備えた遺言の作成や相続トラブル

の相談は随時お受けしておりますので、こちらについてもお早めにご相談頂ければ幸いです。



2014年10月26日・健康まつりでクイズを行う高橋由美弁護士と鈴木弁護士、正解すると横浜合同法律事務所のバッチがもらえるので子ども達に大人気

本年もよろしく おねがいいたします

弁護士 畑山 穰

生きることは消費すること。したがって消費に対し税金をかけるという消費税の発想は、本質上、税金が払えない低収入のひとの生存を否定するもの。この非人間的な政治をあらためる年にしたいと念願しております。

弁護士 川又 昭

先の大戦終結から七〇年遡った一八七五(明治八)年は、日本の軍艦雲揚号が江華島沖で挑発的行動を取り、朝鮮側の砲台と交戦する事件を引き起こした年。それからの七〇年は戦争の連続であった。今年は大戦終結から七〇年。戦争をしない七〇年である。憲法九条あればこそ
の想い切である。

弁護士 根岸 義道

今年の四月で、早くも弁護士生活満四〇年を迎えます。微力ではありますが、引き続き力を尽くして行きたいと思っております。で、よろしくお願いたします。

弁護士 小口 千恵子

昨年は袴田事件再審開始決定が出ました。国は自白強要のための人質司法を改めようとせず、逆に、冤罪を生み出す虞れの高い司法取引を立法化しようとしています。阻止しなければ!

弁護士 高橋 宏

自分で一杯で、他人を思いやる余裕を無くす社会。攻撃的で

暴力的な社会に対する、力の支配。格差貧困は戦争への道。

弁護士 関守 麻紀子

昨年は、厚木基地訴訟で、自衛隊機の飛行差止めが初めて認められるという、画期的な年になりました。今年もがんばっていきたいです。

弁護士 太田 啓子

昨年は、憲法学習会の出張(憲法カフェ)の関係でメディアの取材を受ける機会が多くあり色々なご縁に恵まれました。今年もよい年でありますように。

弁護士 近藤 ちとせ

明けましておめでとうございませう。本年も頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 田淵大輔

昨年は、弁護士として登録してからずっと取り組んできた護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺事

件について、東京高裁での逆転勝利判決という最高の結果を得ることができました。

今年も重要な局面を迎える事件が幾つもありますが、一つでも多くの事件で良い結果を得られるよう、全力で取り組んで参ります。

弁護士 中村 晋輔

この事務所に入所して、あっという間に一年半が過ぎましたが、良い環境で仕事ができることに感謝したいです。

弁護士一〇年目に入りましたが、柔軟性・機動性を持ちつつ、堅実に仕事に取り組んでいきたいと思っております。

弁護士 浅川 壽一

適度な運動、十分な睡眠、バランスの良い食事。当たり前だけれど、健康維持に努めたいです。

昨年は横須賀市民マラソンを快走しました。今年も、走りま

弁護士 田井 勝

事務所の外での法律相談会、労働法の定期学習会、フェイスブック・ツイッターページの開設、などなど。これら企画のほとんどが、所内の若手弁護士の発案によるもの。

古くからの事務所カラーを大事にしつつ、新しさも追及していく。今年もヨコゴウは元気に頑張っています。

弁護士 北神 英典

委任を受けた事件のためなら、終電、それ以上遅い時刻まで仕事するのが当たり前と考えてきました。年々感じる体力の衰えの中で、休養・睡眠と仕事の折り合いをどうつけるかが今後の課題でしょうか。

弁護士 高橋 由美

二〇一四年一月一日、秘密保護法施行。二〇一四年一月一日衆議院投票、即日開票……結果は？ どうなっているでしょうか。

私は消費税一〇%反対、労働法改悪反対、秘密保護法は廃止しろ、憲法九条を変えるな、という国民の声が勝利を収めたと思いたい。

弁護士 清水 俊

明けましておめでとうございます。

今年で弁護士五年目を迎え、公私ともに充実した年にしたいと思っています。本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

弁護士 石崎 明人

明けましておめでとうございます。皆様からは旧年中はひとかたならぬご高配にあずかり心より感謝致しております。

今年もどうぞ宜しくお願い致します。

弁護士 鈴木 啓示

早いもので弁護士になって二年が経ちました。

昨年は、自分のなかでも弁護士としての自覚をもって様々な

活動ができたのではないかと感じております。

今年も、初心を忘れず、弁護士としてさらなる成長ができるよう、日々努力していきたいと思えます。

弁護士 海渡 双葉

弁護士になって早一年。仕事と活動で、目まぐるしく駆け回った毎日でした。フランスの刑事施設医療の視察に同行したり、弁護団に加わった厚木基地爆音訴訟で差止めが一部勝訴したり、福島第一原発事故の吉田調書ほか七一人分の調書の情報公開請求をして一部が公開されたり等、忘れがたい経験をすることができました。

今年もさまざまな社会的課題がありますが、今後とも宜しくお願い致します。

塚本 洋子

今年の目標は、脳の活性化です。脳トレーニングしながら運動します。手始めは歌いながらのエクササイズです。

渡部 健二

柿紅葉には少し早い日に訪れた那須・姥ヶ平は、二百五十六色を使っても表すことができない秋景色でした。

森下 純子

子供(高三・中二)に手がからなくなってきたら、今度はお金がかかります。

食費・被服費・教育費：消費税どころじゃないです。

塩見 祐

今年こそ、何事にも慌てず騒がず静かに、落ちついて仕事をこなせるよう、努めて参りたいと思えます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



石栗ルミ子

「携帯の電波で場所が分かり」「監視カメラで移動も特定」「GPS・グローバル・ポジショニング・システムを使って道案内」便利な時代なのでしょう。私は昔ながらの地図の方が好きですね。

山本 明子

昨年は「寄る年波には勝てぬ」を実感しました。憲法九条を護ることや弱者に優しい社会実現の運動をもっと続けるためにも、今年こそ健康に関心を持ちます。

吉田 幸穂

長男が中学生になります。部に、塾に、家にいる時間や家族と接する時間が激減している先輩家庭を見ると、青年に向かう多感な時期に、いかに子どもと向き合う時間を作れるのかが課題になりそうです。

中村 妃奈子

今年も一年追われたいよう走り続ける一年でありたいと思います。

柳原 康雄

あけましておめでとうございます。昨年は甥っ子がサッカーで夏・冬と全国大会に出場する事ができました。

高木 麻美子

今年高校三年生と最上級生になりますが、県で二連覇できますように家族一丸となって応援したいと思います。

大田 順子

今年、娘が社会人になります。私は体力維持のために毎日万歩

計をつけて歩数管理です。

大沼 恵

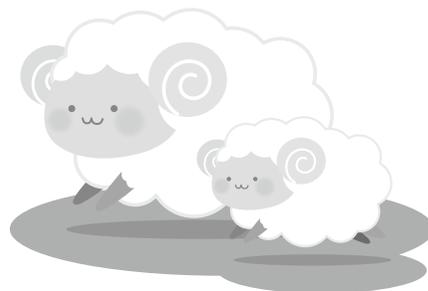
新年を迎え、改めて気を引き締め、充実した日々を送る事が出来るよう心掛けたいと思います。

星野 知英

新年おめでとうございます。今年も家族と明るく、より活動的に過ごしたいと思います。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

藤谷 同子

明けましておめでとうございます。この事務所に来て初めての新年を迎えております。今年もどうぞ宜しくお願い致します。



3 弁護士が退所

中村宏、西村紀子の両弁護士は昨年9月末、宋惠燕弁護士は昨年12月末をもって、それぞれ当事務所を退所いたしました。皆様方によるこれまでのご指導、ご鞭撻に心から感謝申し上げます。